

令和3年人事院勧告について

《 給与勧告について 》

1. 勧告のポイント

- ボーナス引下げ
 - ①月例給は改定しない
 - ②ボーナスを引下げ、期末手当に反映

2. 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

- 月例給 民間給与との較差 $\Delta 19$ 円
- ボーナス 民間の支給割合 4.32月
公務の支給月数 4.45月

(2) 給与改定の内容と考え方

- 月例給
民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。
- ボーナス
民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45カ月分→4.30カ月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	計
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)	2.40月
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)	1.90月
	計	2.225月	2.075月	4.30月
令和4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.15月	2.15月	4.30月

【実施時期】 法律の公布日